工事現場における

建設機械等のアイドリングストップの点検記録票

点検日	建設機械等の機種	稼働時間 (建設機械の場合)	アイドリングス トップの実施	点検記録者

注)

- 1. この点検記録票は、毎日点検記録する。(作業員の自動車にも適用する。)
- 2. アイドリングストップ実施欄には、実施できている場合は○を記入する。実施できていない場合は×を記入する。
- 3. 機械始動時の5分程度の暖機運転は、アイドリングとは見なさない。
- 4. 建設機械等の原動機を付属装置(冷暖房のための装置を除く)のための動力として使用する場合は、アイドリングとは見なさない。
- 5. 短時間の搬入、搬出等で工事現場内へ出入りする工事車両は除外する。